

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 7 月 8 日
厚生労働省
年金局年金課

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、令和 8 年 5 月 15 日（金）から同年 6 月 13 日（土）まで御意見を募集したところ、計 7 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方は以下のとおりです。なお、とりまとめの都合上、いただきました御意見のうち、意見募集の対象となる事項のみをお示ししています。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	○ 物価上昇が続く中で、低年金・低所得の高齢者の生活を支えるため、基準額を適切に改定することは必要。 ○ 一方で、年金生活者支援給付金の所得基準額及び給付水準については、老齢年金受給者だけでなく、障害年金受給者、遺族年金受給者、とりわけ 20 歳前傷病による障害基礎年金受給者の生活実態、また、物価上昇だけでなく、医療費、介護費、交通費、通信費、住居費など、高齢期の実生活に必要な費用など様々な指標も踏まえて検証する必要がある。（同旨 6 件）	○ 老齢年金生活者支援給付金の所得基準額等については、毎年度、老齢基礎年金の額を勘案して改定しています。また、老齢年金生活者支援給付金の給付基準額については、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）第 4 条第 1 項に定める額を、政令において毎年度、物価に連動して改定をしています。引き続き、こうした仕組みのもと、適切に所得基準額、給付基準額を改定してまいりたいと考えています。
2	○ 今回の所得基準額については、令和 7 年中に支給され	○ 老齢年金生活者支援給付金の所得基準額は、

た基礎年金の満額に相当する額を勘案して決定されていると思われますので、改定案に基本的に賛成です。 ○ 今回の所得基準額の改正には、昭和31年4月1日以前生まれの人の場合、次のような考え方で算定されたと認識してよろしいか。 ○ 令和6年度の基礎年金の満額813,700円の6分の1である135,616.66円の、円未満を切り捨て、135,616円を2月期および4月期に2回支払った271,232円と、令和7年度の基礎年金の満額829,300円の6分の1である138,216.66円の、円未満を切り捨て、138,216円を6月期・8月期・10月期・12月期の4回支払った552,864円の合計額824,096円の、百円未満を切り上げて824,100円の所得基準額を算定したという認識でよろしいか。	・ 前々年度の老齢基礎年金満額の4か月分（12月から3月までの分） ・ 前年度の老齢基礎年金満額の8か月分（4月から11月までの分） を合計し、100円単位を切り上げて算出しています。 ○ 具体的に昭和31年4月1日以前生まれの人の場合、 ・ 令和6年度の老齢基礎年金満額の4か月分（271,235円（1円未満切り捨て。2月期に支払われる令和5年度の端数3円を含む。） ・ 令和7年度の老齢基礎年金満額の8か月分（552,864円（1円未満切り捨て）） の合計額である824,099円の100円単位を切り上げて、824,100円と算出しております。
---	---

※上記のほか、今回の意見募集に関係ない8件の御意見をいただきました。